

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第10回）					
日 時	平成24年12月17日（月）18時00分～20時05分				
場 所	弘前市役所2階行政会議室	傍聴者	6人		
出席者 (19人)	委員 (10人)	佐藤三三委員長、柴田委員、工藤委員、福士委員、鹿内委員、阿部委員 島委員、蟻塚委員、村上委員、三橋委員			
	執行機関 (9人)	秋元市民環境部長、佐々木課長、齋藤課長補佐、堀川係長、櫻庭主査 藤田主事、葛西主事、佐藤主事、阿保主事			
	その他	—			
会議概要					
1 開会					
2 議事					
(1) 主体とその役割について					
(2) 仕組みについて					
【結論（審議方法）】					
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の会議参考資料は、前回の会議で出された意見をその場で整理したものであるが、その記載内容の修正、意見の追加をすることとした。 ・これまで役割を議論した6つの仮主体（議会、行政、コミュニティ、市民、子ども、企業）について、主体の追加、統合等はないか、具体的には、子ども、企業は、市民と区別したままで良いかという点と、学生（大学生）、高齢者等を主体として設けるかという点を議論し、新たな主体を設ける際は、その役割についても議論することとした。 ・主体毎の範囲、名称等について議論することとした。 ・今回の会議で仕組みの審議に入る状況となっても、担当からの説明、質疑応答に留めることとした。 					
【各委員回答等】					
○会議参考資料の記載内容の修正、意見の追加について					
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 					
○主体の追加、統合等はないかについて					
<p style="text-align: center;"><子ども、企業は、市民と区別したままで良いか。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮主体のとおりいずれも区別するということで異論なし 					
【結論】					
<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも区別したままとすることとした。 					
○高齢者等は主体として設けるか。					
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者とか、マイノリティな方の声を埋もれさせないためにも、敢えてそういうカテゴリーもあってもいいと思う。 ・障がい者、高齢者という風に主体として特化しなくても、ヨーロッパの福祉サービス、困っている人への社会サービスといったような少数派の人達の声をきちんと汲み上げるような条例であって欲しいということである。 ・一人暮らしの高齢者の声を探り上げるには、地域コミュニティである町会、地域のつながりの中であって、地域で解決できるものは地域で解決するという体制が取れれば、すごくいいという気がするので、地域住民という部分に含めていいという気がする。 					
【結論】					
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、マイノリティとかは、非常に大事な問題なので、主体として区別はしないが、 					

それらを大事にするような表現を条例の中に盛り込むこととした。

<学生は主体として設けるか。>

- ・能動的に弘前のまちづくりにかかわっていく人達を主体ということで定義付けて、そうでない人については、その人をどうやって皆で支えていくかということだと思う。
- ・弘前の特性として、やはり大学というのは大いに参加させるべきだと思うので、大学生は、主体として仕分けした方がいいと思う。
- ・大学生は、まちづくりのために、若い人なりの色々な考え方や意見を持ってると思うので、学生という主体として設けてもいいと思う。

【結論】

- ・学生を主体に加え、それは大学生を指すこととし、それに伴い、子どもについては、とりあえず高校生以下とした。

<学生の役割について>

- ・企業に研究結果を送り込んだり、調査に協力したりという形での社会貢献をしてると思うので、まちづくりにしても非常に大きな構成員の一員になるべきだと思う。
- ・武器は失敗できることなので、社会人の一步手前で、色々なものを見るべき学生は、色々失敗しながら、色々なことにかかわるべきで、まちづくりでも、とにかく何かやってみようという本人の意識、周りのサポートもそういう風に持つていいと思う。
- ・若い人、学生の投票率が悪いので、大学との協力で期日前の投票所を短期間、校内に設けるなどして、学生に政治とかへの関心を持つてもらいたい。
- ・地方各地からお出でだし、やっぱり頭も柔らかいと思うので、新鮮な意見、アイディアを出してもらえば、非常にうれしい。
- ・県外から弘前に移り住んで、色々なことを感じると思うし、まだ若いので、まちづくりのために、学生なりに色々と意見を出せるような場があればいいと思う。
- ・色々な専門分野で勉強してるので、各分野毎にそれぞれの学生が意見を出せると思う。
- ・社会貢献のために失敗したとしても、学生だからと許される年代であるので、新鮮味ある提案ができると思う。
- ・学生としての本来業務以外に、社会の勉強をしたり、実践していくことができるような弘前市のまちの環境を整備することが必要だと思う。
- ・スポーツなどの活気のある行事に子どもを巻き込むときは、やはり学生が中継役、いわゆる子どもと大人の間に入るような役目があるという気がする。
- ・クラブの活動に参加する学生が多いことが全国的に珍しいようで、弘前の社会資源だと思うので、学生活動の助成金もってチャレンジできる場は増えてるが、これからも学生がチャレンジ、発想力もって社会に出る場を提供していかなければいいと思う。
- ・学生の意見を集約して発信する場があれば、ほかの学生に意識が広がると思うが、中々意識が変わらない学生が自分達がまちを変えるという意識を持てるような場があればいい気がする。
- ・学業に全うするのが第一で、その次に地域、まちとどうかかわっていくかというのが弘前では重要だと思う。
- ・公共交通に関するサークル活動をしている学生がいて、まちづくりに繋がればいいと思うが、いずれは卒業するため、一過性という批判もあるので、次の学生に繋げたり、まちの中で意味を持って続く方法を考えている。
- ・学生は、毎年入ってきて、毎年卒業していくように、新陳代謝したとしても常に若いので、まち全体で考えると年を取らないのが、弘前の人的財産としてあるので、その時代に応じた若い考え方を行政が吸い上げ、学生はまちで色々な貢献をするという環境を整備するのが行政、そして社会人の仕事であり、それに参加し易いのが学生の特徴だと思う。

○主体毎の範囲、名称等について

<市民>

- ・例えば、市外の人が市民会館という行政サービスを提供する場を使った場合、弘前市民と同じ値段で行政サービスを受けられるといったように、市民以外でも弘前市の行政サービスを受けられるので、市民をどのように整理するかは、非常に難しい。
- ・目的を持って弘前で活動してゐる人や生活の場としている人は、市民に入ると思う。
- ・住民自治というのは、そこに住んでゐる人達が幸せに暮らすために、自分達が何をするか、何を貢献するかというのが基本的なものなので、市民という定義は、弘前に住んでればいい訳で、条例のつくりとしては、市民以外の人達も大いに弘前で活動して、弘前を活性化させてくださいというような方がいいと思う。
- ・固定資産税は納めてるけども、本人はずっと他県にいるとなると、財政的には参加することにはなるけれども、全く弘前で活動してゐる訳ではないので、市民に加えるというのには、矛盾を感じる。
- ・そのまちに土地があつて、固定資産税を納めている人となると、色々なことにかかわるという権利があると思う。
- ・弘前の空間の中に居る人達が心豊かに楽しく暮らせるまちを作るための条例だと思うので、納税者は有り難いが、市外在住の納税者のように行政サービスを多少受けられるかどうかというのは、別な話だと思う。
- ・個の集まりが市民で、その集まりが団体を組みながらコミュニティ、サークルなどの活動をするというように、その一番の基礎となるものが市民なので、市民というのは、個という定義付けていいと思う。
- ・住んでないと住民自治のまちづくりにかかわる気がしないんではないかという気がするので、市民は、弘前にねぐらのある人、会議参考資料の②市内に居住する人をポイントに、活動してゐるか、仕事してゐるか、勉強してゐるかだと思う。
- ・まちづくりを考えると市内に居住していない人の意見等は有り難く、皆さんに入つてもらうべきだと思うが、自治基本条例となると、「居住していない人の健全でない意見も想定すべき」という考え方もあるので、そういう人は、市民の定義から外すが、大いに弘前で活動して、弘前を活性化させてくださいという考え方賛成である。
- ・行政との権利義務関係が構築されている人を市民とし、それ以外の人達は、積極的にまちづくりに取り組んでいくという精神条例のようなものを作る。健全でない意見は、まちづくりでないので、それを排除できるという理論になると思う。
- ・企業やコミュニティは、別にあるわけなので、あくまでも市民は、生活の場が弘前の人、それは暮らしてゐるという表現が馴染むと思う。
- ・住んでいて、弘前を愛する人、愛していないと住民ではないと思う。

【結論】

- ・範囲 ②市内に居住する人を市民とする。ただし、市内において就業、就学、活動する人達も排除せず、そういう人達の参加も促すような条文とする。

- ・名称 市民

<学生・子ども>

- ・大学生って言うから専門性があるとか、色々なところから集まっているなどといった特殊性があるのであって、そういう意味では、年齢で言うよりも、大学生、高校生、中学生と言つた方が、それぞれの主体の役割がイメージできると思う。
- ・町内会は、全体的に高齢化してるので、若返っていくためにも、小中高生にも主体として入つてもらひればいいと思う。
- ・能動的にまちづくりにかかわる人かどうかという判断だと思うが、その主体となり得

る人は高校生以上なのか、小中学生も主体として捉えるのかという議論だと思う。

- ・児童福祉法の児童という18歳未満の定義など、法律上の定義で捉えた方が分かり易い。
- ・小中学生は、色んな形で意見を吸い上げる環境を大人が作るというだけなので、高校生をどう扱うかということが問題だと思う。
- ・これまででは、子どもの意見を吸い上げてこなかったという問題があったので、これからは、子ども達の意見をもっと積極的に聞こうという意味で主体にすべきだと思う。

【結論（学生）】

- ・範囲 大学生（院生も含む。）
- ・名称 学生

【結論（子ども）】

- ・範囲 小中高生
- ・名称 子ども

<企業>

- ・企業は、中小企業のほか、零細企業、株式会社、有限会社などあるが、それらは登記しており、その登記が企業の範囲だと思う。
- ・企業は、経済活動をして利益を得て、経費、税金、利益配分の後の残りで金銭ボランティアという地域貢献をすべきだと思う。
- ・市内に事務所を有する企業となれば、本社がある企業、営業所で活動する企業との問題が生じると思う。
- ・企業という名称よりも事業者とした方が、個人も含まれて範囲が広がる感じがするので、その方がいいと思う。

【結論】

- ・範囲 弘前市内において、事務所、営業所等を置き営利目的で活動している事業所
- ・名称 事業所

<コミュニティ>

- ・市民と同じような範囲にしないと合わなくなると思う。
- ・市民、企業などの主体と状況は同じで、「暮らしてる」というか「弘前市において」となると思う。
- ・市民と周辺の町村の若い人達の集まりが市内に事務局を置いて活動しているという事例も踏まえると、市内に事務所を有するという範囲でいいと思う。
- ・政治団体を除き、皆のために、複数の皆のために活動するのがコミュニティで、地域コミュニティとテーマコミュニティの仕分けは、条文で必要なときにすればいいと思う。

【結論】

- ・範囲 市内に事務局を有し、複数の皆のために活動する団体
- ・名称 コミュニティ
(必要に応じ、地域コミュニティとテーマコミュニティを仕分けする。)

<執行機関・議会>

- ・市長の権限が及ばないところとか、組織、人という面もあるので、区別する必要があるが、現時点では、市長と行政委員会と職員の3つに分けておけばいいと思う。
- ・名称等は、技術的な問題に近いところがあるので、今後の審議で必要に応じ見直していく。

【結論（執行機関）】

- ・範囲 市長と行政委員会という執行機関とそれを補助する職員
- ・名称 執行機関（市長＋行政委員会）、職員

【結論（議会）】

- ・範囲 議会、議員、補助職員

- ・名称 議会、議員、職員

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、1月21日（月）午後6時から、主体とその役割について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし